

ロードミラーの設置基準等について

－三木市ロードミラーの設置及び維持管理要綱(平成 7 年 3 月 31 日)

第 8 条に定める必要事項－

三木市 生活安全課

令和 6 年 10 月 1 日

1 はじめに

見通しの悪い交差点等を改善する際、道路構造の改良が最も望ましいですが、多額の費用と長い時間を要するため、道路反射鏡（以下、ロードミラーという）の設置が視距の確保に有効な対策とされてきました。当課でのロードミラーの新設依頼については、依頼箇所では直接目視の安全確認が可能かどうか現地調査をさせて頂き、設置の可否を判断しています。

ロードミラーは、遠近感が分かりにくい等の鏡の特性上のデメリットに加え、鏡のみを注視することによる歩行者・自転車・電動車いす等の巻き込み事故の危険性があり、事故が発生すると、死亡も含めた重大事故につながる可能性が高いことから、設置については慎重に判断しております。

2 ロードミラーの特性について

ロードミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点やカーブにおいて、**原則、自動車同士の直接目視確認が困難な場合に、事故防止を目的として設置する**ものです。ロードミラーを設置すると次のようなメリット、デメリットがあります。

【メリット】

- ① 視距が足りない交差点またはカーブにおいては、道路構造の改良が理想的だが、ロードミラーの設置は工事費を抑えられることから、早期の安全対策に繋がる。
- ② ロードミラーが設置されていることにより、視距が足りず危険な交差点であると認識できる。

【デメリット】

- ① 図 1 のとおり、ロードミラーでは見えない部分（死角）が必ず生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ② 接近する車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③ ロードミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感がつかみづらい。
- ④ ロードミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招

きやすい。

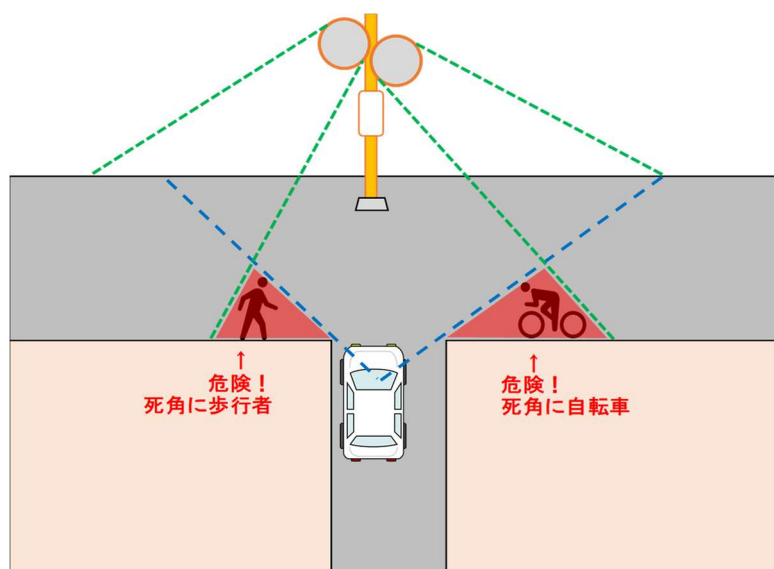


図1

ロードミラーだけを注視することにより、本来実施すべき一時停止や徐行をせずに交差点に進入することで、事故が発生する事態となっています。ロードミラーの設置が交通事故の誘発、交通ルール無視を助長してしまうなどの危険性があることから、設置については慎重に判断しています。

※ ロードミラーはあくまで安全確認の【補助施設】であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。

3 ロードミラーの設置について

ロードミラーには前記のような特性があるため、基本的には自治会の要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置の要望に沿えないことがあります。

また、**設置を判断する際は、歩行者等の安全を最優先としており、**直接目視が困難な場合でも、通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置によるデメリットを考慮し、設置を見送る場合があります。

4 ロードミラーの設置基準

三木市ロードミラーの設置及び維持管理要綱(平成7年3月31日)第2条(設置基準)が予定している具体的事例について、「(1) 設置を検討する例」及び「(2) 設置しないと判断する例」により図示します。

参考抜粋 三木市ロードミラーの設置及び維持管理要綱(平成7年3月31日)

(設置基準)

第2条 市が設置するロードミラーの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 交差点の左右の見通しがきかず、安全に発進できない場合
- (2) 道路がカーブしているなど前方の見通しがきかず、安全通行ができない場合
- (3) 通行車両及び歩行者の妨げにならない設置場所があること。
- (4) 一般公共の用に供する道路であって、特定の個人又は事業所の出入りの道路又は通路でないこと。

(1) 設置を検討する例

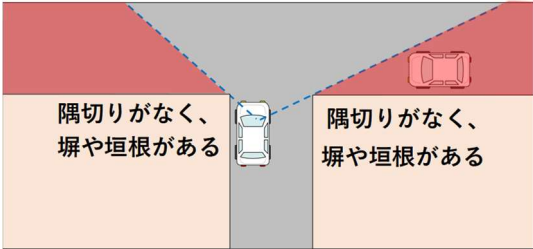
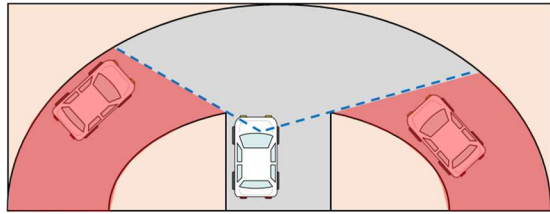
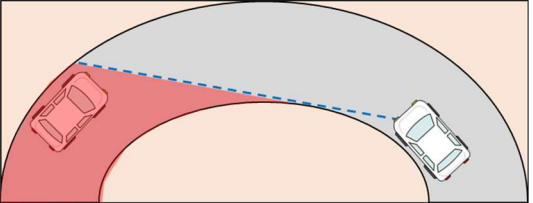
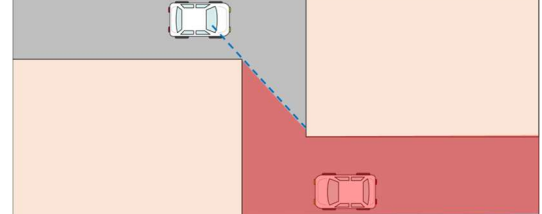
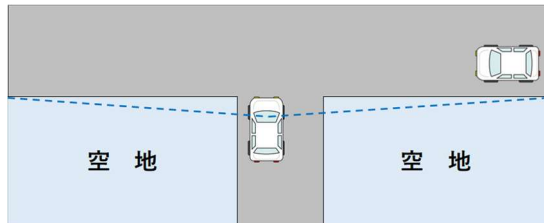
設置を検討する例	
①道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合。 	②内へカーブしており、見通しが確保できない場合。 
③急カーブで、見通しが確保できない場合。 	④屈折部で、見通しが確保できない場合。 

図2

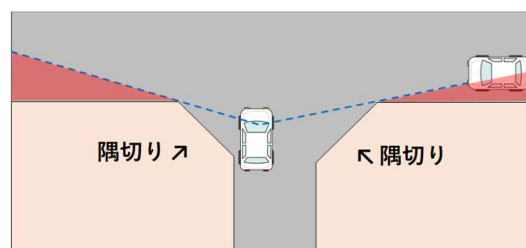
(2) 設置しないと判断する例

設置しないと判断する例 （法令に定められた通行を行えば危険が除去できる）

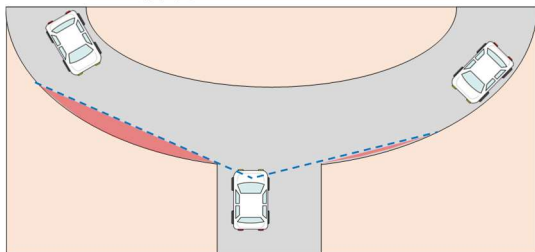
①空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合。



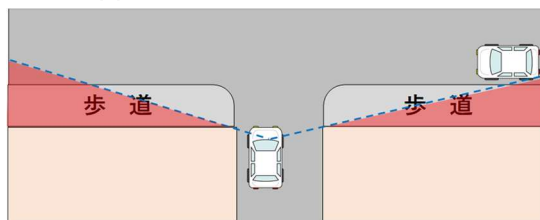
②隅切りがあり、見通しが確保されている場合。



③外へカーブしており、見通しが確保されている場合。



④歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合。



⑤行止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合。

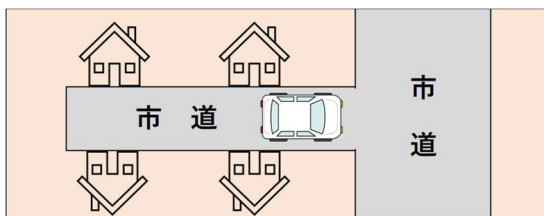


図3

5 ロードミラーを設置しない場合

下記の箇所については、利用者や受益者が限定されるため、設置しません。

- ① 私道と市道の交差点及び私道内（図4）。
- ② 個人宅や事業所、施設等からの出入口（図5）。

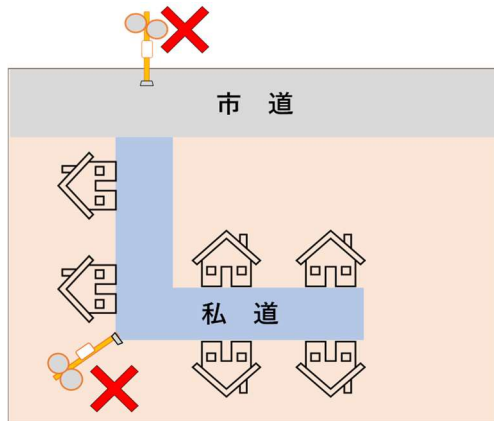


図4

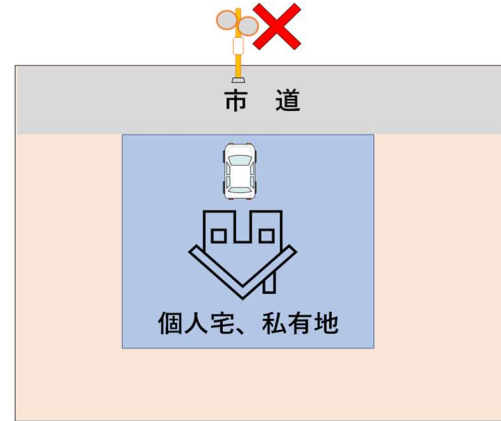


図5

6 ロードミラーを設置できない場合

三木市で定めた構造のロードミラーを、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できない場合は設置しません。また、民地に設置する場合は地権者の無償使用が認められない場合も設置はできません。

7 歩道部でのロードミラー等の設置について

歩道や自転車道、自転車歩行者道を含む交差点については、事故の多発等により特に危険と認められ、設置場所等の条件が適合する場合には、ロードミラーや路面標示等の設置をします。

8 ロードミラーの撤去について

既存のロードミラーについては、下記の理由により撤去場合があります。

- (1) 私有地に無償使用で設置されているロードミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- (2) 既にロードミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合（図6）。

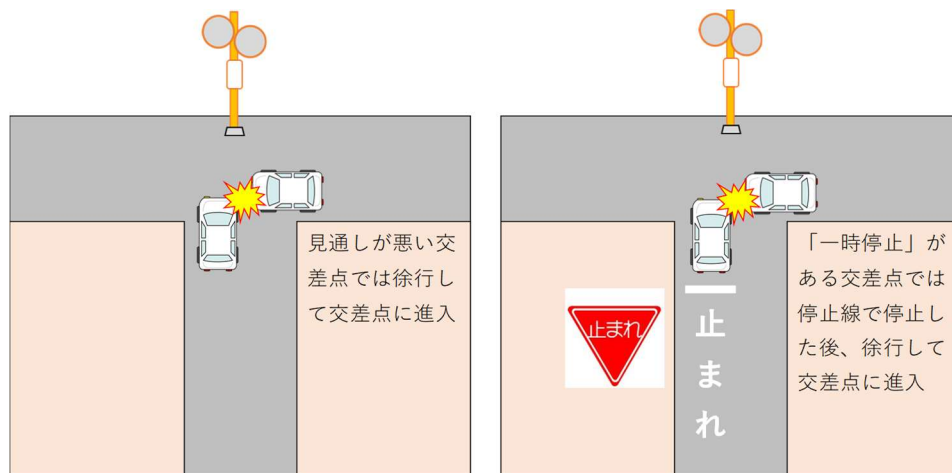


図6

9 ロードミラーの再設置について

ロードミラーの再設置については、改めて現地調査を行い「4 ロードミラーの設置基準」から「8 ロードミラーの撤去について」までの判断基準に基づき、設置の可否を再検討します。

10 私有地の形状変更に伴う、公道上に設置されたロードミラーの移設等について

私有地内の形状変更（出入り口等の変更）に伴い、公道上に設置されたロードミラーを移設、撤去する場合には、自費工事での対応となります。自己都合による公共物の形状変更等については、管理者の判断のもと、自費工事での対応となっています。

11 ロードミラーの設置後について

設置したロードミラーが、車両接触等の原因で見通しが悪くなっている場合は、担当課へご連絡下さい。角度調整等の対応を行い改善します。

- ※ 車両の接触等により傷ついたり、破損したロードミラーの中で、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断した場合は、継続して使用していきます。また、接触等による破損が多発した場合、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できていないと判断し撤去を検討します。

12 ロードミラーの設置要望について

ロードミラーの設置は、メリットがある一方、デメリットもあることから地域の総意が必要と考えています。**基本的にはお住いの自治会を通じて担当課へ要望して頂くようお願いします。**自治会におかれましては、ロードミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する）に十分御留意頂きますようお願いいたします。

- ※ **事故が起きたという理由だけでは、ロードミラーの設置理由にはなりません。事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。**